

第1章 第1節～第4節 計画策定の背景と目的等

少子高齢化の進展や世帯構造の変化により、子どもたちを取り巻く生活環境が変化中、児童虐待やひきこもりなどの家庭をめぐる課題等が指摘され、子どもの自殺やいじめなどの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、格差拡大への懸念なども社会全体の課題となっています。

こうした社会情勢を背景に、我が国においては、「こども基本法」が施行されるとともに、「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

そうした中、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき定めた「第2期静岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和6年度末をもって終了することから、引き続き、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を総合的かつ計画的に行うにあたり、その提供体制の確保等を図ることを目的として、本計画を策定します。

【計画の期間】令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで

【計画の対象】主に小学生以下の子ども

第2章 第1節 静岡市における子どもの人口の推移と推計

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市の人口は、令和2年（2020年）国勢調査において、70万人を下回り、本市の独自推計では、令和17年（2035年）に約60万人になる見通しです。

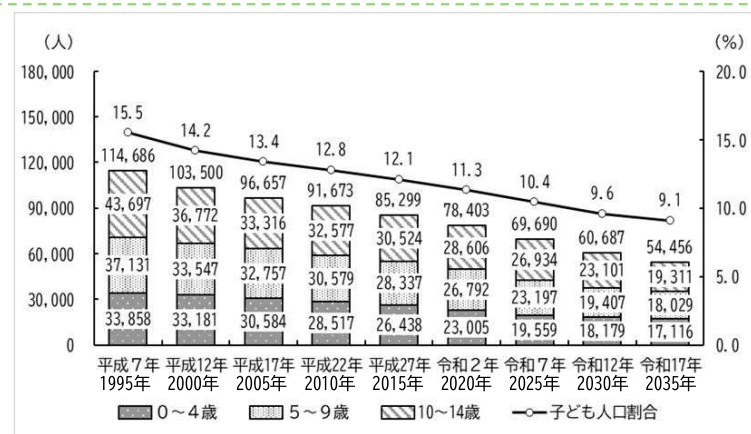
子ども（0～14歳）の人口については、令和2年（2020年）国勢調査では約7.8万人でしたが、令和17年（2035年）には、約5.4万人になる見通しです。

また、人口に占める子ども（0～14歳）の人口割合も減少を続け、令和12年には10%を下回り、少子化がさらに進むことが予測されます。

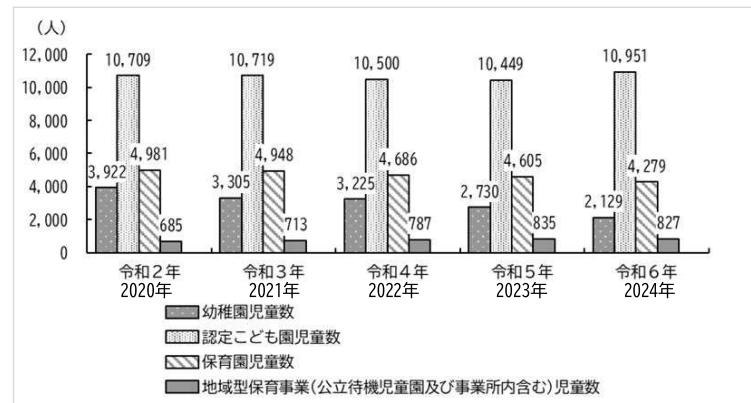
幼稚園児童数と保育園児童数を見ると、令和2年（2020年）以降、年々減少しています。

一方、認定こども園児童数と地域型保育事業児童数は増減を繰り返しており、令和6年（2024年）で認定こども園児童数は、10,951人となっています。

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育園・地域型保育事業の児童数の推移 ▶
【出典】静岡市子ども未来課作成



▲本市の子ども（0～14歳）の推移と将来推計
【出典】令和2年（2020年）までは総務省「国勢調査」、令和7年（2025年）以降は本市独自推計



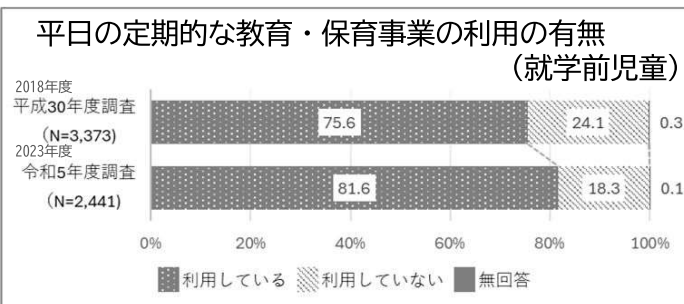
第2章 第2節 調査結果からみた静岡市の現状（主な調査結果）①

【静岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

実施時期：令和5年度（2023年度）（前回調査：平成30年度（2018年度））

対象者：就学前児童及び就学児童の保護者7,000名（有効回収率：47.6%）

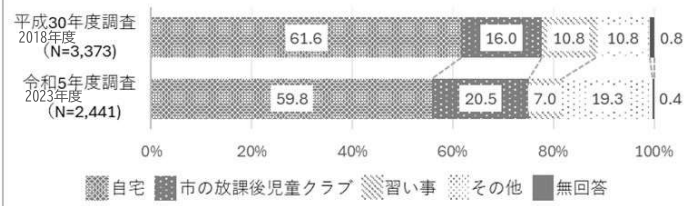
調査内容：市民の子育てに関する生活実態や、子ども・子育て支援事業の利用希望等を調査



◆ 就学前児童（0～5歳）
認定こども園など、平日の定期的な教育・保育事業の利用割合が、前回調査よりも高くなっています。特に、0～2歳児の利用希望が高まっていることに加え、平日18時以降に園を利用したことがある保護者の割合も、前回調査時から増加しています。（今回調査19.9% ← 前回調査15.7%）

第2章 第2節 調査結果からみた静岡市の現状（主な調査結果）②

放課後の時間を主に過ごす場所（就学児童）



◆ 就学児童（小学1～6年生）

放課後の時間を過ごす主な場所として、放課後児童クラブが占める割合が、前回調査よりも高くなっています。特に、「4年生まで利用を希望」する割合が前回調査時よりも大幅に増加しています。

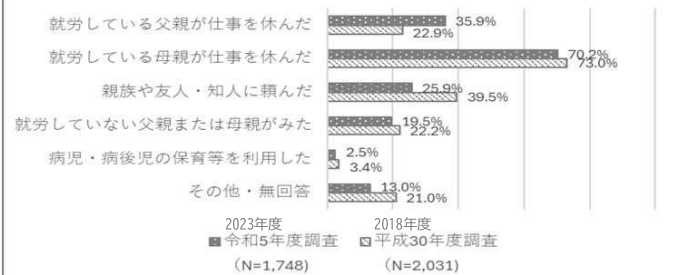
3年生まで希望（今回調査38.1% ← 前回調査37.8%）

4年生まで希望（今回調査32.8% ← 前回調査25.4%）

5年生まで希望（今回調査4.2% ← 前回調査7.2%）

6年生まで希望（今回調査16.9% ← 前回調査14.4%）

子どもが病気の際の対処方法（就学前児童）



◆ 保護者の状況

子どもが病気の際の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が最も高い割合となっています。「父親が仕事を休んだ」の割合は、前回調査よりも増加しているものの、依然として母親に対応が偏った状況となっています。また、子育てについて日頃悩んでいることの回答としては、「子どもの発育、発達に関すること」32.4%、「子どもの食事や栄養に関すること」33.2%と、割合が高くなっています（就学前児童の保護者）。

第2章 第3節 調査結果等から見える課題

1 幼児期の教育・保育における待機児童の解消

- ◆ 少子化が進む中であっても、就労する保護者の増加等を背景に、認定こども園をはじめとする幼児期の教育・保育に対するニーズは、依然として高い状態が継続することが見込まれます。
- ◆ 特に、0～2歳児の申込者数は増加傾向で、本市では、令和6年（2024年）4月に認可保育所等利用に係る待機児童が8名発生しています。
- ◆ 早期に待機児童を解消するとともに、少子化が進む中、将来的に過剰な供給となることがないように、社会資源を有効活用しながら、効果的に提供体制を確保していく必要があります。

2 放課後児童クラブにおける待機児童の解消

- ◆ 就学児童が放課後の時間を主に過ごす場所として、放課後児童クラブは重要な居場所になっており、小学校高学年まで利用を希望する保護者の割合も高まっています。
- ◆ 今後も、働く保護者の増加を踏まえながら提供体制を確保し、待機児童の解消と利用しやすいの向上を図り、少子化や、それに伴う小学校の統廃合等の状況変化に対応しながら、児童が安全・安心に放課後を過ごすことができる場所を提供していく必要があります。

3 子育て家庭を支える支援体制の充実

- ◆ 近年、就労している母親の割合が増加する中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。例えば、子どもが病気になった際の対応としては、「母親が仕事を休んだ」という回答割合が高く、病児保育等、働く保護者を支援する取組を拡充していく必要があります。
- ◆ また、「子育てについて気軽に相談ができる人がいない、場所がない」と回答した保護者の割合は増加の傾向にあり、安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、こども家庭センターや子育て支援センター等の身近な場所において、子どもとその保護者の心身ケアなどの総合的な相談支援体制を構築する必要があります。
- ◆ 引き続き、子ども・子育て支援の取組を確実に実施するとともに、取組に関する情報提供を積極的に行いながら、保護者が必要な支援を受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

第3章 第1節～第3節 計画で定める事項（子ども・子育て支援法、国が定める基本指針）

1 幼児期の教育・保育

- ◆ 提供区域の設定 ◆ 計画期間中の量の見込み（需要量） ◆ 提供体制（供給量）の確保の内容と確保の実施時期

2 地域子ども・子育て支援事業（16事業）

- ◆ 提供区域の設定 ◆ 計画期間中の量の見込み（需要量） ◆ 提供体制（供給量）の確保の内容と確保の実施時期

3 教育・保育等の一体的提供及び推進に関する体制の確保

- ◆ 認定こども園の普及 ◆ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性、推進方策
- ◆ 小規模保育と認定こども園等との連携、認定こども園等と小学校等との連携

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ◆ 公正かつ適正な支給の確保



第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画(案)の概要

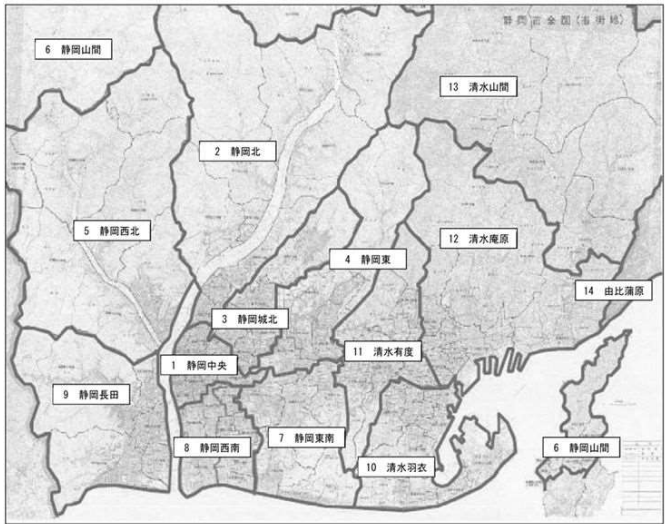
第3章 第1節 提供区域の設定

「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の実施にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び各施設の整備状況等を総合的に勘案した上で、**利用者の利便性を考慮し、提供区域を設定します。**

- ◆ **幼児期の教育・保育 … 認定こども園、保育所等**
「本市特有の地理的条件」、「既存施設の有効活用」、「需要と供給のバランス」の観点に加え、保護者や子どもが居宅から容易に移動可能な範囲として、小学校校区を統合した14の提供区域を設定します。

- ◆ **地域子ども・子育て支援事業 … 放課後児童クラブ等**
子ども・子育て支援法に基づき実施する、地域子ども・子育て支援の各取組は、その目的や内容、対象者等が取組ごとに異なっており、施設や対応する職員の配置といったサービスの提供体制もそれぞれ異なります。
市域全体を1区域として対応することが望ましいと考えられるものや、行政区域を1区域として対応することが望ましいと考えられるものなど、取組ごとに適切な提供区域を設定します。

提供区域図（幼児期の教育・保育）▶



第3章 第2節 幼児期の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

市全体で見ると、計画期間中、1号認定及び2号認定については、需要量に対して、供給量が過大になる見通しである一方、3号認定（0歳）については、令和7年度に供給量の不足が生じる見通しとなっています。

また、提供区域別では、令和7年度（2025年度）以降、9つの区域において、3号認定（0～2歳）で不足が生じる見通しとなっています。

こうした供給量の不足に対しては、今後の少子化を踏まえ、認定こども園や保育所等の新設ではなく、既存の社会資源の有効活用の観点から、以下の方策で供給量の確保を進め、令和11年度（計画最終年度）までに不足が解消されるよう、供給量の拡大を図っていきます。

また、供給量の拡大に要する事業者との調整や施設整備の期間を考慮し、需要量を満たすまでの間に生じる供給量の不足に対しては、待機児童園における一時預かり等による受入れにより対応していきます。

◆ 方策1 幼稚園の認定こども園移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

このメリットを活かすことができるよう、認定こども園への移行を希望する幼稚園に対して、事業者の意向や施設の状況などを踏まえながら、積極的に支援を行うことにより、認定こども園への移行を推進し、新たに3号認定（0～2歳）の受入れ枠を新設することで、不足する供給量を確保します。

◆ 方策2 既存保育施設における利用定員数の変更

少子化が進む中、1号認定及び2号認定については、供給量が需要量に対して、過大になる見通しです。そうした場合、既存保育施設において、利用されない保育室が生じる可能性があります。
こうした未活用の保育室を活用することができるよう、事業者の意向や施設の状況を踏まえながら、需要量を上回る1号認定または2号認定の利用定員数を減少させ、3号認定の利用定員数の増加を推進することにより、不足する供給量を確保します。
加えて、市立園の配置適正化による統廃合を進めることにより、過大な供給量の削減を図ります。

◆ 方策3 事業所内保育事業における受け皿の拡大

事業所内保育事業は、柔軟な働き方の実現につながり、保育所等の認可保育施設の整備と比較して、既存施設を利用する点において、迅速な対応が期待できる取組です。
このメリットを活かすことができるよう、事業所内保育事業における受け皿を確保し、働きながら子育てができる環境の整備を推進するとともに、事業所内保育事業で地域の子どもも受け入れることによって、社会資源を有効活用しながら、市全体で受け入れ可能な供給量を拡大していきます。

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定 【教育】3-5歳	①量の見込み	5,216	4,922	4,614	4,419	4,314
	②確保方策	7,029	6,879	6,879	6,879	6,775
	過不足(②-①)	1,813	1,957	2,265	2,460	2,461
2号認定 【保育】3-5歳	①量の見込み	7,513	7,326	7,076	6,988	7,029
	②確保方策	9,045	9,083	9,218	9,263	9,248
	過不足(②-①)	1,532	1,757	2,142	2,275	2,219
3号認定 【保育】0歳	①量の見込み	1,801	1,791	1,770	1,767	1,752
	②確保方策	1,787	1,796	1,835	1,876	1,882
	過不足(②-①)	△ 14	5	65	109	130
3号認定 【保育】1,2歳	①量の見込み	4,986	5,012	5,176	5,123	5,075
	②確保方策	5,118	5,154	5,262	5,305	5,317
	過不足(②-①)	132	142	86	182	242

▲ 市全体の「量の見込み」と「確保方策」の状況（幼児期の教育・保育）

第3章 第3節 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

地域子ども・子育て支援の取組ごと、以下のとおり、「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

No.	事業名	事業概要 【 】内は提供区域数	【計画最終年度】 令和11年度（2029年度）	確保の内容（提供体制） の考え方
1	利用者支援事業	子どもと保護者の身近な場所において、子育て支援に係る情報集約・提供、相談等を実施する取組【3区域】	量の見込み	18か所
			確保の内容	18か所
2	時間外保育事業 (延長保育)	認定こども園、保育所等において、保育標準時間認定及び保育短時間認定の在園児に対し、通常の保育時間を超えて保育を実施する取組【14区域】	量の見込み	4,324人
			確保の内容	4,324人
3	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場の提供を行う取組【14区域】	量の見込み	6,103人
				6,103人 (225室)
			確保の内容	(放課後こども教室80校) (連携型実施68校)
			確保の内容	放課後子ども教室の開設を支援するとともに、放課後児童クラブの設置校においては、放課後子ども教室との連携実施を行います。
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を実施する取組【1区域】	量の見込み	215人日
			確保の内容	215人日 (3か所)
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の状況や養育環境等を踏まえ、養育についての相談に応じ、助言などの子育て支援を行う取組【3区域】	量の見込み	3,540人
			確保の内容	3,540人 (保健師75人) (赤ちゃん訪問員6人) (助産師37人)
6	養育支援訪問事業その他 要保護児童等支援に資する事業	養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、養育者の養育能力を向上させるための専門的相談支援(養育支援訪問)など、特に保護や支援が必要な子どもや家庭への支援を行う取組【1区域】	量の見込み	25世帯
			確保の内容	25世帯 (訪問員18人程度)
7	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所でも乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う取組【3区域】	量の見込み	192,235人回
			確保の内容	192,235人回 (21か所)
8	一時預かり事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に保育園、幼稚園、その他の場所において、一時的な預かりを実施する取組【14区域】	量の見込み	幼稚園利用137,670人日 地域密着型 26,101人日
			確保の内容	幼稚園利用137,670人日 地域密着型 31,135人日
9	病児保育事業、子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	・子どもが発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する取組(施設型)【3区域】 ・子どもが発熱等の病気になった場合などに、事前に登録している「援助を受けたい人(おねがい会員)」が「援助を行いたい人(まかせて会員)」に子どもを預けることにより、子育てを助けあう取組(緊急サポート)【1区域】	量の見込み	10,949人日
			確保の内容	施設型5,500人日 (6か所) 緊急サポート5,670人日 (270会員)
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を受けることを希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡、調整や、援助を行うことを希望する者への講習の実施等の支援を行う取組【1区域】	量の見込み	6,439人日
			確保の内容	14,844人日 (1,237会員)
11	妊婦健診	安全・安心な分娩や出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を勧奨する取組【1区域】	量の見込み	3,603人 44,104人回
			確保の内容	3,603人 44,104人回
12	実費徴収に伴う補足給付事業	・認可保育施設を利用する生活保護世帯に対し、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等、必要な物品の購入に要する費用等について助成する取組(実費徴収事業)【1区域】 ・私立幼稚園等を利用する年収360万円相当未満世帯の給食費(副食材料費)について助成する取組【1区域】	量の見込み	221人
			確保の内容	221人
13	多様な主体の参入促進事業	新たに認こども園、保育所、小規模保育施設を運営する事業者に対し、巡回支援員が各施設を訪問し、施設の運営等に関する相談・助言等を行う取組【1区域】	量の見込み	2回
			確保の内容	2回
			量の見込み	6人
			確保の内容	6人
14	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等が心身のケアや保健指導等を行い、産後の身体的回復や心理的安定を促すとともに、母子のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができる環境を整えることを目的とする取組【1区域】	量の見込み	宿泊型257日 日帰り型(産後・休産)300日 日帰り型(産後)2,244回 訪問型1,961回
			確保の内容	宿泊型257日 日帰り型(産後・休産)300日 日帰り型(産後)2,244回 訪問型1,961回 (38か所)
15	子育て世帯訪問支援事業	養育の支援が特に必要な家庭に訪問員を派遣して、養育者の育児・家事能力を向上させるための支援を実施する取組【1区域】	量の見込み	2世帯
			確保の内容	2世帯 (訪問員2人程度)
			量の見込み	28世帯
			確保の内容	28世帯 (委託事業所10社程度)
16	妊婦等包括相談支援事業	妊娠8か月頃、希望に応じて助産師が家庭を訪問し、不安・悩みに応じた個別面談・保健指導等を行う取組【1区域】	量の見込み	708人
			確保の内容	708人 (助産師37人)
17	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う取組	量の見込み	令和8年度(2026年度) 以降の実施に向けて検討
			確保の内容	令和8年度(2026年度)以降の実施に向けて検討
18	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言等を実施する取組	量の見込み	令和8年度(2026年度) 以降の実施に向けて検討
			確保の内容	令和8年度(2026年度)以降の実施に向けて検討

第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要

第3章 第4節 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組

1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

- ◆ 保育士不足の解消を図るため、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の就職支援や、就職フェアの開催等を行います。また、保育士の離職防止策として、保育補助員の雇用やICT化の推進による業務負担の軽減や給与の改善に取り組み、保育現場で働き続けられる環境整備等を進めていきます。
- ◆ また、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスを提供できるよう、保育士や放課後児童支援員などの資質向上のために必要な研修機会を確保します。
- ◆ 特に、令和7年度からは、幼児教育センターを設置し、保育士の育成や支援体制の構築にも取り組んでいく予定です。

2 外国につながる幼児への支援・配慮

- ◆ 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児など、外国につながる幼児やその保護者に対して、子ども・子育て支援の取組を円滑に利用できるよう支援と配慮を行います。
- ◆ 子ども・子育て支援の取組においては、保育士等が生活や文化の違いを理解したうえで、外国につながる幼児一人ひとりに配慮しつつ、その保護者に対しては、やさしい日本語による配布物の作成や、ローマ字による追記等の支援を行います。
- ◆ 多様な文化を互いに尊重し、すべての子どもが安心して過ごせるよう、支援・配慮を行っていきます。

3 児童虐待防止対策の充実

- ◆ 虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、こども家庭センターと児童相談所との連携に加えて、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報共有や、関係機関と連携した総合的な支援等を行います。
- ◆ また、母子保健と児童福祉の支援の切れ目を解消するため、保健福祉センターとこども家庭センターの連携強化を図ります。
- ◆ 加えて、関係機関が児童虐待への理解を深め、対応力を向上させることができる研修会等の開催や支援体制の強化等に取り組みます。

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ◆ ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、母子・父子自立支援員等が、個々の家庭の状況に応じて関係機関と連携しながら、相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ◆ また、子育てに係る利用者負担の軽減や手当などの経済的な支援だけでなく、正規雇用への転職につながる資格取得支援などの就労支援や、養育費の確保の支援に取り組みます。

5 障がい児施策の充実

- ◆ 発達が気になる子や、障がいのある子どもとその家庭を支援していくため、1歳6か月児健診における早期発見に努め、乳幼児から成人に至るまで、一人ひとりのニーズに沿った切れ目のない支援体制を構築するとともに、幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育に取り組みます。

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ◆ 職業生活と家庭生活との両立を推進するため、子ども・子育て支援の取組に対する市民ニーズの把握に努めながら、保育所等及び放課後児童クラブの待機児童対策や、病児・病後児保育等の充実に取り組みます。
- ◆ また、父親と母親の両方が子育てに参画することができるよう、子育て世帯が希望する働き方を分析し、その結果を企業と共有することや、企業が活用できる国の助成金などの両立支援制度の周知を図ることにより、企業側の意識醸成や勤務制度の拡充を促進し、子育て世帯が働きやすい職場環境の実現を目指します。

7 関係機関相互の連携の推進

- ◆ 子ども・子育て支援を地域全体で推進するため、行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携を図りながら、地域資源を生かした子育て支援の充実に取り組みます。

第4章 第1節～第3節 計画の推進

1 推進体制 「静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」（静岡市子ども・子育て会議）

- ◆ 学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者、労使関係者、福祉関係者等を構成員として、様々な角度から意見をいただきながら、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価するなど計画の進行管理や見直し等を行います。

2 計画の点検・評価

- ◆ PDCAサイクルの考え方に沿って、毎年度、計画の実施状況や事業効果などについて客観的に点検・評価を行い、必要な改善を実施していきます。
- ◆ 本計画に掲げる各取組については、年度ごとに量の見込みと確保の内容を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくとともに、本計画に定める量の見込みと確保内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて中間年の見直しを検討します。

3 計画、制度等の周知

- ◆ 本計画や子ども・子育てに関する支援制度等については、市広報紙、市ホームページ、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ しずおか」、SNS、パンフレット等の配布物など、様々な手段・媒体を通じて積極的に周知を図っていきます。